

# 石川県安原・高橋川工事事務所環境行動計画

平成21年12月21日

## ■取組方針

石川県安原・高橋川工事事務所は、河川改修工事を実施することにより、洪水等の災害を防ぎ、沿川住民の生命・財産を守ることを目的としています。

こうしたことから、当事務所において河川改修工事を推進していくうえで、環境保全全般について、職員一人ひとりが強い意識を持って取り組むことは大変重要なことであると考えます。また、公的機関として、民間企業や県民に対して率先し、模範となるよう行動する使命を背負っているものと認識しております。

このため、私たちは、当事務所の活動が環境負荷へ及ぼす影響を少なくするため、以下の行動に取り組めます。

- ① 事業活動の中で省エネルギー化・省資源化（紙の節約）を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 事務用品の購入にあたっては、積極的にグリーン製品を採用します。
- ③ 資源（用紙）のリサイクルを進め、有効利用を図ります。
- ④ 工事施工業者に対する説明会において、環境保全意識の普及啓発に努めます。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成21年12月21日

石川県安原・高橋川工事事務所

所 長 山 本 力

### 3 環境負荷低減の取組

当事務所では、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次のとおりです。

目標—1	二酸化炭素の排出量を、平成20年度（約18,000kg-CO <sub>2</sub> ）を基準として平成22年度までに約5%削減、17,100（kg-CO <sub>2</sub> ）以下に削減する。
具体的な取組	<p>（事務所での取組）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 冷房温度（28度）と暖房温度（20度）を厳守する</li><li>② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源OFFを徹底する</li><li>③ 人のいないエリアの消灯を徹底する</li><li>④ パソコン・コピー機の節電機能を活用する</li><li>⑤ 照明器具の省エネ化を進める</li></ol> <p>（公用車使用に関する取組）</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 車両運転開始時点検を行う</li><li>② 会議・打ち合わせなどの計画を事前に集約し、効率的な公用車の使用に努め、乗り合わせを徹底する。</li></ol>

目標—2	「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量を把握しつつ漸減に努めていく
具体的な取組	<ol style="list-style-type: none"><li>① シュレッダーの使用は機密書類に限定する</li><li>② 使用済みインクカートリッジはリサイクル業者に回収してもらう</li><li>③ 詰め替え可能な製品を優先的に購入する</li><li>④ 封筒、ファイル、フォルダーは繰り返し使用する</li></ol>

目標—3	コピー用紙の使用量を、平成18～20年度の三カ年平均（522kg）を基準として平成22年度までに500kg以下に削減する。
具体的な取組	<ol style="list-style-type: none"><li>① 書類・資料の電子データ化を進め、メールでのやり取りを徹底する</li><li>② 両面印刷、両面コピーを徹底する</li><li>③ 使用済み用紙の裏面を利用する</li><li>④ 工事説明会等で配布する資料作成にあたっては、ある程度参加者数を予測して、印刷は必要最低限の部数に抑制する</li></ol>

目標—4	環境に配慮したOA機器・事務用品を使用する
具体的な取組	<p>① グリーン購入法で定められた物品の調達にあたっては、グリーン化購入率をできるだけ100%に近づける</p> <p>② 「石川県グリーン購入調達方針」を再度全職員に周知し、公的機関が率先して取り組まなければならないことを認識してもらう</p> <p>③ 当事務所が工事を発注する業者に対し、①に取り組むよう協力を依頼する</p>

#### 4 環境保全の取組

当事務所が実施している事業活動と環境との関わり、その内容については以下のとおりです。

- ① 親水護岸を設置する→川の中へ入っていけるようなスペースを設け、水に親しんでもらうことにより、水環境についての理解と協力を求めます。
- ② 魚道を確保する→堰があると魚が遡上できないので、脇にゆるやかな階段状の通路を設け、魚が通れるようにします。  
そうすることにより、自然環境の確保を図ります。
- ③ 環境保全型ブロックを使用する→従来の護岸はコンクリートで固めた護岸でした。  
そこで、ブロックに栗石や砕石を充填して空隙を持った多孔質の護岸となる環境保全型ブロックを採用します。  
この空隙により植物や昆虫等の生活の場を提供し、自然環境の保全に配慮しています。

#### 5 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減の取組」を推進するために、次長を環境管理責任者とし、また責任者の下に環境推進員を置き、具体的な取組の実施状況を以下のとおりチェックします。

- ・「日常業務活動チェック表」に基づき、節電状況などについて推進員及び最終退庁者が毎日確認、記入を行い、月単位で責任者のチェックを受けます。
- ・年間の電力、燃料などの使用量及びグリーン化製品の購入率を集計し、増減理由や達成率などを分析し、次年度以降の行動計画にどう反映させるか組織的に検討します。